

第8期と第9期の介護保険料改定比較

所得金額区分の段階	対象者		第8期（令和3～5年度）			第9期（令和6～8年度）			年間保険料増減額	
			国の乗率	入間市の乗率	年間保険料額	国の乗率	入間市の乗率	年間保険料額		
			保険料基準月額 4,940円			保険料基準月額 5,390円				
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護を受給している方 本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、または課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	0.30	0.30	17,700円	→	0.285	0.285	18,400円	700円
第2段階		本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が120万円以下の方	0.50	0.45	26,600円	→	0.485	0.435	28,100円	1,500円
第3段階		本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階対象者以外の方	0.70	0.70	41,400円	→	0.685	0.685	44,300円	2,900円
第4段階	世帯課税	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がある方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	0.90	0.90	53,300円	→	0.90	0.90	58,200円	4,900円
第5段階 基準		本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がある方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円を超える方	1.00	1.00	59,200円	→	1.00	1.00	64,600円	5,400円
第6段階	本人が住民税課税	対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の方	1.20	1.10	65,200円	→	1.20	1.20	77,600円	12,400円
第7段階		対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	1.30	1.25	74,100円	→	1.30	1.30	84,000円	9,900円
第8段階		対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上400万円未満の方	1.50	1.50	88,900円	→	1.50	1.50	97,000円	8,100円
第9段階		対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.70	1.60	94,800円	→	1.70	1.70	109,900円	15,100円
第10段階		対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	-	1.85	109,600円	→	1.90	1.90	122,800円	13,200円
第11段階		対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	-	2.00	118,500円	→	2.10	2.10	135,800円	17,300円
第12段階		対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	-	2.20	130,400円	→	2.30	2.30	148,700円	18,300円
第13段階		対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が1,200万円以上の方	-	-	-	→	2.40	2.40	155,200円	24,800円

※第7段階と第8段階の所得金額区分の境界を変更する。

第8期（令和3～5年度）			第9期（令和6～8年度）	
第7段階	対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	→	対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	
第8段階	対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	→	対象者本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上400万円未満の方	